

平成 18 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名	セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 里 見 治 (コード番号 6 4 6 0 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 堀 田 正 君 (電話番号 0 3 - 6 2 1 5 - 9 9 5 5)

当社子会社（株式会社セガ）の仮処分申立の取下げに関するお知らせ

当社子会社である株式会社セガ（本社：東京都、代表取締役社長兼 COO：小口久雄、以下セガ）は、株式会社タイトーを債務者として 2005 年 10 月 28 日付で提起したセガ所有特許権の実施差止を求める仮処分申立を 2006 年 3 月 7 日付で取下げましたので、別添のとおりお知らせいたします。

以上

2006年3月15日

株式会社セガ

自社所有特許権の実施差止の仮処分申立の取下げについて

株式会社セガ（本社：東京都、代表取締役社長兼COO：小口久雄、以下セガ）は、東京地方裁判所にて審理中であった株式会社タイトー（以下タイトー）を債務者とする2005年10月28日付提起の自社所有特許権の実施差止を求める仮処分申立を2006年3月7日付で取下げました。

セガは、タイトーが展開する業務用ゲーム機器「ダイノキングバトル CARD GAME」が、セガが所有している業務用ゲーム機器「甲虫王者ムシキング」に関する特許（第3712122号）を侵害するものであると判断し、同製品の製造、使用、販売等の中止を求める仮処分を東京地方裁判所に対し申立てておりましたが、その審理期間中、タイトーと本仮処分申立に関する和解合意に達し、今回の取下げに至ったものです。

セガは、今後も事業活動を通じて、アミューズメント業界の発展に向けて優良なエンタテインメントコンテンツやサービスを提供してまいります。

以 上